

東京消防信用組合 I C キャッシュカード特約

第1 特約の運用範囲等

- 1 この特約は、I C キャッシュカード（従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能（以下「I C チップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- 2 この特約は東京消防信用組合キャッシュカード規定（以下「キャッシュカード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはキャッシュカード規定が適用されるものとします。
- 3 この特約において使用される語句は、この特約において定義されているもののほかは、キャッシュカード規定の定義に従うものとします。

第2 I C チップ提供機能の利用範囲

I C チップ提供機能は、この機能の利用が可能な A T M、C D その他の端末（以下「I C キャッシュカード対応 A T M 等」といいます。）を利用する場合に提供されます。

第3 I C キャッシュカードの利用

キャッシュカード規定第1に定める支払提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の支払提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合により I C キャッシュカードの利用が出来ない A T M または C D を設置している場合があります。この場合、当該 A T M または C D では、キャッシュカード規定第1の定めにかかわらず、I C キャッシュカードは利用できません。

第4 1日あたりの払戻金額

当組合は、当組合及び払戻提携先の A T M または C D を利用した預金払い戻しにおける1日あたりの限度額について、I C チップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、I C チップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

第5 I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時の取り扱い

I C キャッシュカード対応 A T M 等の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。

第6 I C チップ読取不能時の取り扱い等

- 1 I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チップを読み取ることができなくなった場合には、I C チップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかにキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- 2 I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応 A T M 等において I C チ

ップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

- 3 当組合の都合により、当組合の所定の方法で I C キャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。また、その場合は当組合所定の手数料をいただきます。

2024年7月